

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第717号）

2024年4月22日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、外資誘致の強化に行動計画を公表

国務院は2024年3月19日、外資誘致の強化に向けた行動計画『ハイレベルの対外開放の着実な推進と外資の導入・利用の促進に関する行動方案』を公表しました。この計画は、市場参入分野の拡大、外資誘致政策の強化、国内外企業の協力促進、国際基準に合わせた国内ルールの整備など5つの方面から24の措置を打ち出しました。外商投資ネガティブリストの縮小（製造業は全廃）やデータ越境移転の円滑化などに関する内容を盛り込んだ上、各地方政府に対し政策措置の着実な実行とタイムテーブル、ロードマップの策定も求めました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 再生可能エネルギー発電の全量保障性買取の監督管理弁法
（国家発展改革委員会、3/18）



MIZUHO

瑞穂銀行

—— WeChat公式アカウント ——

■ 注目トピックス

国務院、外資誘致の強化に行動計画を公表

国務院は 2024 年 3 月 19 日、外資誘致の強化に向けた行動計画『ハイレベルの対外開放の着実な推進と外資の導入・利用の促進に関する行動方案』¹(以下、計画)を公表しました。計画は、市場参入分野の拡大、外資誘致政策の強化、国内外企業の協力促進、国際基準に合わせた国内ルールの整備など 5 つの方面から 24 の措置を打ち出しました。外商投資ネガティブリストの縮小(製造業は全廃)やデータ越境移転の円滑化などに関する内容を盛り込みました。全人代の政府活動報告で示した外資誘致に一層力を入れる方針を具体化したものになります。

国務院は昨年 8 月 13 日、外資誘致に 24 項目の措置をまとめた『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』²(以下、外資 24 項目)を公表しました。今回の計画は外資 24 項目と大差はないが、以下の諸点をより具体的に強調しました。

①各地方政府に対し政策措置の着実な実行を要請。計画は各地方政府に対し、外資企業が関心を持つ現実的問題を突破口として、オープンマインドで問題の解決を目指し、具体的な改善タイムテーブルとロードマップを示して実効を上げることが求めました。

②市場アクセス改善を具体化。外商投資ネガティブリストの縮小(製造業は全廃)に加え、外資系金融機関による中国国内市場へのさらなる参入促進(銀行カード、商業年金保険・健康保険、債券業務を列挙)と外銀による国債先物取引への参入拡大にも言及しました。

③データ越境移転を円滑化。外資企業と本社間のデータ越境移転の支援と外資企業の研究開発、生産、販売などに係るデータの越境移転促進に言及しました。

3 月 22 日には、計画を追う形で、市場アクセス改善の具体的施策として商務部が全国向け及び自由貿易試験区向けのクロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト³を公表し、外資企業による中国市場へのアクセス緩和の方針を、データ越境移転の円滑化について、国家インターネット情報弁公室が『データ越境移転の促進と規範化の規定』⁴を公表・実施し、重要データを含まない場合には(従業員情報の海外本社への移転など)安全性評価や個人情報越境移転標準契約(以下、標準契約)の締結、専門機関による個人情報保護の認証の免除を、明確化しました。

計画の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 677 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0730-XF-0105.pdf>

³ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ad/202403/20240303485197.shtml>

⁴ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm

【図表 1】計画の主な内容

項目	主な内容
①市場参入分野の拡大	1. 外商投資ネガティブリストを縮小 ➢ 製造業分野における外資参入制限措置を全面的に廃止し、通信や医療などの分野における開放拡大を継続的に推進する。
	2. 科学技術イノベーション分野における外資参入規制を緩和 ➢ 北京、上海、広東などの自由貿易試験区では、条件を満たす外資企業を複数選出し、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用などの分野において開放拡大の試行運用を認める。 ➢ 情報サービス(アプリストアに限定)などの分野に係る開放措置を自由貿易試験区において実績を上げるように着実に実行する。
	3. 銀行・保険分野の外資参入を拡大 ➢ 条件を満たす外資が法に基づき銀行カード決済業務を展開することを支援する。商業年金保険や健康保険などの分野の開放を一層進め、条件を満たす海外専門保険機関が中国本土で保険会社を設立または保険会社に出資することを支援する。
	4. 外資金融機関が参入できる国内債券業務の範囲を拡大 ➢ 外資金融機関による国内資本市場への参入手続きを最適化し、外資金融機関による中国債券市場へのアクセスをさらに利便化する。条件を満たす外資金融機関が規定に基づき国内債券の引受業務に参入することを支援する。国債先物取引の試行運用に参加する外資銀行の拡大を検討する。
	5. QFLP（適格海外投資事業有限責任組合）の投資範囲を拡大 ➢ QFLP の試行範囲を拡大し、海外LP 及びファンドの登録資本金、株主などに関する要求を規範化し、ファンドが投資できる範囲を拡大する。外資による私募ファンドの組成及び各種投資事業の展開を奨励する。
②外資誘致政策の強化	6. 外商投資奨励産業目録を拡大 ➢ 全国向け外商投資奨励産業目録では先進製造、ハイテク技術、省エネ・環境保護などの分野に対する支援を強化、中西部向け外商投資奨励産業目録では製造、汎用技術、民生消費などの分野に対する支援を強化する。集積回路やバイオ医薬品、ハイエンド設備などの分野における外資プロジェクトを重要・重点外資プロジェクトリストに組み入れることを支援し、相応の優遇政策を享受することを認める。
	7. 優遇税制を着実に実行 ➢ 中国本土における外資企業の出資先（再投資企業）が投資するプロジェクトは、外商投資奨励産業目録などの条件に適合する場合、規定に基づき輸入自家用設備の関税免除政策を適用できる。海外投資家による中国債券市場などの金融市場への投資に関する優遇税制を着実に実行する。
	8. 金融支援を強化 ➢ 金融機関が市場原理に基づき、条件に適合する外資プロジェクトに対し優良な金融サービス及び融資支援を提供することを奨励する。条件を満たす外資企業が中国本土で人民元建て債券を発行して資金を調達し、その資金を国内投資プロジェクトに充てることを支援する。 ➢ クロスボーダー貿易・投資に係る外貨管理の利便化政策を実施し、外資企業の外貨業務の利便性を継続的に向上させる。
	9. エネルギー使用に係る保障を強化 ➢ エネルギー消費総量と強度（単位生産額当たりエネルギー消費量）の抑制制度を整備し、化石エネルギー消費の抑制に力点を置き、原料用エネルギーと非化石エネルギー消費をエネルギー消費総量と強度の抑制制度の適用対象にしないなどの政策を着実に実行し、外資プロジェクトの合理的なエネルギー使用需要を平等に保障する。 ➢ グリーン電力証書取引と省・区域を跨いだグリーン電力取引の後押しを加速させ、外資企業のグリーン電力需要をより満足させる。
	10. 中西部・東北地域への産業移転を支援 ➢ 中西部と東北地域が地方の比較優位性を発揮し、当地の実情を踏まえ、製造業企業の土地使用、エネルギー使用、雇用、物流などのコストを引き下げる政策措置を制定することを奨励する。中西部と東北地域で重点開発区を企画・統合し、東部地域と組んで外商投資産業の移転協力を展開し、プロジェクトのプロモーション、幹部の交流、収益共有のメカニズムと実施細則を整備する。

【図表1】計画の主な内容（続き）

項目	主な内容
③公平な競争環境の整備、外資向けサービスの改善	11. 公平競争に反する行為と政策措置を整理 ▶ 経営主体が申し入れた政府調達、入札、資格・許認可、標準制定、補助金などの面における外資企業に対する差別行為を遅滞なく処理し、責任主体に対して批判通告し、期限を定めて是正させる。 ▶ 自国製品の政府調達基準の制定・公表を加速させ、政府調達活動において国内外企業が生産した基準に合致する製品を平等に扱う。統一市場と公平な競争を妨げる政策措置を全面的に撤廃する。
	12. 入札制度を整備 ▶ 入札法の改正を加速させる。入札分野における際立った問題の特別処理を展開し、経営主体から訴えが多かった一連の問題を集中的に是正し、所有制が異なる企業の平等な入札参加を制約する不合理な制限を撤廃する。入札分野の公正競争審査規則を制定し、公正競争審査の拘束力を強化し、公正競争を排除・制限する政策文書を出さないようにする。
	13. 国内標準の制定・改定への平等な参加 ▶ 外資企業が同様の条件で先進製造、エンジニアリング材料、情報通信などの標準化技術委員会または関連の標準化組織機構に参加し、法に基づき標準の制定・改定作業に平等に参加することを支援する。国家標準の情報を適時に公開し、標準化業務の透明性、開放性を高める。
	14. 行政法執行レベルを引き上げ ▶ 行政法執行の公示制度と行政検査事項リストを厳格に実施し、重複検査を断固として回避し、規範に合わない行政法執行行為を遅滞なく是正し、遠隔監督管理、注意喚起・事前予防を中心とする非現場式の監督管理を段階的に推進する。
	15. 「中国投資」ブランドの育成に注力 ▶ 重要な展示会のプラットフォームを生かし、「中国投資」重点投資促進活動を展開し、海外投資家に優れたビジネス環境と投資チャンスを全方位でアピールする。業務メカニズムを整備し、在外公館の経済担当部署の役割を発揮させ、地方が「海外進出」と「外資誘致」を共同で実施し、企業誘致活動を常態的に展開することを支援する。 ▶ 国際産業投資協力のマッチング活動をアレンジし、より多くのプロジェクトの交渉成約を後押しする。
	16. 外資企業向けサービスを強化 ▶ 外資企業円卓会議などのプラットフォームを活用し、外資投資企業、外国商工会議所・団体、国際組織との交流を深め、各方面の関心事にタイムリーに対応し、的確なサービスを提供する。外資企業の苦情に対する部門を越えた各レベルの業務協調メカニズムを整備し、外資企業との直接連絡制度を整え、意思疎通のチャンネルを円滑化し、外資企業から訴えがあった問題や合理的な要求をタイムリーに把握して解決を後押しする。外商投資情報報告制度を着実に実施し、部門間のデータ共有を継続的に推進し、これら共有されたデータを外資企業に再送を要求してはならない。
④国内外企業の協力促進	17. 外資企業と本社間のデータ移転を支援 ▶ データ越境移転に係る安全性評価の実施、標準契約の届出などの関連業務を指導し、外資企業の研究開発、生産、販売などのデータの安全で秩序ある越境移転を促進する。 ▶ 「粵港澳大湾区」（広東・香港 ⁵ ・マカオ ⁶ グレーターベイエリア）のデータ越境移転基準を制定し、マカオに隣接する広東省珠海市横琴新区における協力エリア「横琴粵澳深度合作区」、香港に隣接する広東省深圳市前海特区における協力エリア「前海深港現代サービス業合作区」などの協力プラットフォームを生かし、香港・マカオ企業のデータ越境移転メカニズムを確立し、データが自由に越境移転可能な「ホワイトリスト」制度の構築を模索する。
	18. 国際ビジネスパーソンの出入国を利便化 ▶ 外資企業の管理者、技術者及び同伴する配偶者と未成年の子供に対して、ビザの有効期間を2年に延長する。北京、上海、広州などの重点航空ハブの国際線便数の回復を加速させる。

⁵ 香港特別行政区を指す

⁶ マカオ特別行政区を指す

【図表1】計画の主な内容（続き）

項目	主な内容
④国内外企業の協力促進	<p>19. 外国人の就労・居留許可関連手続きを最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人の就労許可と就労類居留許可の手続きを最適化し、「一括受理、併行審査許可」の方式を採用し、より迅速で効率的な審査許可メカニズムを構築する。部門間の協働を強化し、誘致した外国籍人材の中国での就労、滞在、永住に便宜を提供する。 <p>20. 国内外機関のイノベーション協力を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな情勢下での国際科学技術協力計画を詳細に検討し実施。中国本土で設立された外資企業、外資系研究開発機関、多国籍企業が国家重点研究開発計画、国家科学技術重大特別プロジェクトなどの国家科学技術計画プロジェクトに平等に参加することを支援する。
⑤国際基準に合わせた国内ルールを整備	<p>21. 知的財産権の保護を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 世界高水準の知的財産権規則に照準を合わせて知的財産権の保護規定を整備し、国家知的財産権保護情報プラットフォームの構築を加速させ、商業秘密保護制度の整備を強化し、知的財産権の行政保護業務方案を詳細に検討し実施する。 ➢ 重点分野、重要な段階に焦点を当て、外資企業関連の知的財産権保護を強化する。知的財産権侵害事件に対する取り締まりを強化し、外資企業の知的財産権侵害行為を断固として取り締まり、処罰する。 <p>22. データ越境移転規則を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要データの範囲を科学的に定義する。世界貿易機関（WTO）の電子商取引交渉に全面的に参加し、グローバルデジタル貿易ルールの整備加速を推進する。デジタル貿易協定DEPAのメンバー側とのデータ越境移転の試行を模索し、主要経済貿易パートナー国・地域とのデータ越境移転協力メカニズムの構築を加速させ、多様なレベルのグローバルなデジタルパートナーシップネットワークの構築を推し進める。 <p>23. CPTPP、DEPAなどの国際的な経済・貿易協定加盟を積極的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、デジタル貿易協定DEPAへの加入を積極的に推進し、関連ルール、規制、管理、基準に照らし合わせて国内の関連分野の改革を推進し、一部の高水準の経済貿易ルールを中国本土と香港、マカオの経済貿易緊密化協定（CEPA）に盛り込むよう後押しする。より多くの国・地域との自由貿易協定の締結を推進し、全世界に向けた高水準の自由貿易区ネットワークを拡大する。 <p>24. 国際経済・貿易ルールとの整合化を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家サービス業開放拡大総合モデル区の先導的な役割を発揮させ、産業発展のニーズと的確にマッチングし、高水準の国際経済・貿易ルールに合わせたサービス業開放システムを率先して構築し、サービス業開放拡大総合試行地域において段階的に導入する。 ➢ 条件を備えた自由貿易試験区、海南自由貿易港が国情に立脚し、高水準の国際経済・貿易ルールに照準を合わせ、WTOサービス貿易の国内規制、投資利便化、デジタル貿易などの分野の合意内容の実施を率先して模索することを支援する。

（計画に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

再生可能エネルギー発電の全量保障性買取の監督管理弁法

(原文: 全額保障性收购可再生能源电量监管办法)

国家发展改革委员会2024年3月18日公表、2024年4月1日実施

【主要内容】

- 国家发展改革委员会は、再生可能エネルギーの発展を促進すべく、電力企業による再エネ発電の全量買取規則『再生可能エネルギー発電の全量保障性買取の監督管理弁法』を公表した。同弁法は24年4月1日より実施する。07年9月1日より実施した『電力企業による再生可能エネルギー発電の全量買取の監督管理弁法』（以下、07年版弁法）は廃止となる。改定の背景について、国家エネルギー局の責任者は会見で、新型電力システムの発展と電力市場の改革に伴い、07年版弁法はもはや現下の実務状況に合わなくなると指摘した。07年版弁法に比べ、今回の弁法は買取対象となる再エネ発電の範囲と電力企業、電力需給調整機関、電力取引所などの役割分担を具体化した。
- 全量保障性買取対象については、①再エネ開発利用計画に適合（メタンガス発電を除く）、②プロジェクトは行政許認可を取得または届出済み、③電力網に導入する技術標準に合致の3条件を満たす再エネ発電量を指す。
- 再エネ発電プロジェクトの発電量は保障性買取電力量と市場取引電力量に分けられる。保障性買取電力量とは国の再エネ導入保障メカニズム、比率目標などの関連規定に基づき、電力市場の参加者が買取義務を負うべき電力量を指す。市場取引電力量については、市場原理に基づき価格が決められた電力量であり、売電事業者と需要家などの電力市場参加者が共同で買取を行う。
- 電力企業は、電力市場の参加者（再エネ発電企業、売電事業者、電力需要家など）を動員し、再エネ発電プロジェクトの保障性買取電力量の導入を確保しなければならない。電力取引所は電力市場の参加者を動員し、再エネ発電プロジェクトによる市場取引への参加を推進する。電力需給調整機関は保障性買取に関する政策を着実に実行すると同時に、合意した市場取引契約の履行も確保しなければならない。市場取引が成約していない電力量について、電力企業、電力需給調整機関は臨時調整措置を講じ、各レベルの電力網の空き容量を活用して導入を実施する。
- 電力企業、電力需給調整機関は規定に基づき、再エネ発電企業と電力網導入・調整協議、電力売買契約などを締結しなければならない。売電事業者、電力需要家と再エネ発電企業は代理売電協議、電力取引契約などを締結し、電力企業、電力需給調整機関、電力取引所の指導の下で再エネ発電の消費・導入を完成しなければならない。
- 電力企業と再エネ発電企業は、再エネ発電買取のモニタリング・統計を着実にを行い、関連データを真実、完全に記載、保存しなければならない。未買取発電量（自家発自家消費を除く）を遅滞なく記録し、必要時に照合確認を行い、原因分析を実施する。
- この他、電力企業、電力需給調整機関、電力取引所が規定に基づき、再エネ発電の買取を実施せず、再エネ発電企業に損害を与えた場合、賠償責任を負うなどの罰則も明記した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202403/t20240315_1364966.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。